**４　休職内申**

(1)　結核休職（教特法第14条）及び結核以外の病気休職の場合

ア　必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 提出部数 | チェック |
| ① | 内申書 〔人様式42〕または〔人様式43〕 | １ |  |
| ② | 事後措置指示書の写（原本証明必要） | １ |  |
| ③ | 病気休暇日数計算書〔人様式例44〕  （結核以外の病気休暇の場合） | １ |  |

イ　留意事項

(ｱ)　事後措置Ａ1の指示があった場合、速やかに上記書類を尾張教育事務所へ提出する。

(ｲ)　①について、結核休職の場合は〔人様式42〕、結核以外の場合は〔人様式43〕

(ｳ)　結核以外の病気休暇は、①、②のほかに、病気休暇日数計算書〔人様式例44〕が　　　　 　　１部必要である。

(ｴ)　出勤停止（結核休職）後、あるいは、療養休暇（結核以外）後に引き続き発令される。

(ｵ)　切迫流産の場合は、結核以外の病気休職の例による。

・　切迫流産のことが書かれた診断書の写（事後措置指示書の写に代わるもの）

・　出産予定日を証明する書類の写

・　期限は産休に入る前日まで

(ｶ)　精神性疾患の休職６か月後の提出書類（書類作成時に〔人様式○○〕の記載を削除して作成し提出）

・　観察報告書〔人様式45〕

・　医療状況報告書〔人様式46〕

(2)　刑事事件に関し、起訴された場合（地公法第28条２項２号）

ア　必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 提出部数 | チェック |
| ① | 内申書 〔人様式42〕または〔人様式43〕 | １ |  |
| ② | 事件顛末書 | １ |  |
| ③ | その他参考資料 | １ |  |

イ　留意事項

速やかに尾張教育事務所へ提出する。

(3)　休職期間更新（結核以外の場合）及び延長（結核の場合）

ア　必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 提出部数 | チェック |
| ① | 内申書 〔人様式47〕または〔人様式48〕 | １ |  |
| ② | 事後措置指示書の写（原本証明必要） | １ |  |
| ③ | 休職した証明書（勤務整理簿写） | １ |  |

イ　留意事項

(ｱ)　①について、結核の場合は〔人様式47〕、結核以外の場合は〔人様式48〕

(ｲ)　結核以外の病気で、休職期間が満１年を経過しても回復しないときは、休職した日から引き続き３年を越えない範囲で休職を更新することができる。